

アカンやろ！ そんな契約！

～消費者のための、消費者契約法改正を目指して～



- ・高齢者の判断力の衰えを利用したり、若者に恋人と思わせたりして、これにつけ込んで高額な商品を買わせる被害が発生しています。
- ・また、結婚式場の契約をしたけれど、やむを得ない事情で解約すると、高額な解約料を請求された等の被害が報告されています。
- ・こうした消費者被害は今の法律では十分に救済されません。被害を防ぎ、万一被害に遭っても救済をしていくために、消費者契約法が改正されようとしています。
- ・より良い法改正を実現するために皆様と共に考えていきましょう。

日時

2017.6.3 (土)

13:00から15:30

【開場は12:30】

場所

大阪弁護士会館 10階

(会議室1001, 1002)

※公共交通機関でお越しください。

申込
不要

入場
無料

内容

1. 寸劇&事例解説

被害に遭った場合の対処法等について、劇も交えながらわかりやすく解説します。

寸劇：コネット劇団 解説：五條操弁護士

2. 基調報告 山本健司弁護士

消費者契約法の改正をめぐる近時の議論を解説します。

3. 各地からの報告

全国各地から、消費者契約法の改正に関する取組を報告します。

主催 消費者契約法の改正を実現する連絡会

共催 大阪弁護士会ほか

お問い合わせ 075-222-0011

(事務局：志部淳之介 伊吹健人)



【交通手段】

- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車
出口(1)から 徒歩約5分
- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車
1番出口から 徒歩約10分
- ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車
26号階段から徒歩約7分
- ・JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分